

北海道胆振地域公共交通活性化協議会報償費及び費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道胆振地域公共交通活性化協議会規約第4条第2項の規定に基づき、北海道胆振地域公共交通活性化協議会の委員の報償費及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

（報償費の額）

第2条 委員が、協議会又は分科会の集合形式による会議に出席したとき（オンラインにより参加した場合を含む。）の報償費の額は、1日の出席で一律10,000円とする。ただし、国、地方公共団体及び公共交通事業者から推薦のあった委員並びに報償費の受領を辞退した委員及び代理出席した委員については、これを支給しない。

（費用弁償の額）

第3条 委員（代理出席した者を含む。）が、協議会又は分科会の集合形式による会議に出席したとき（オンラインにより参加した場合を除く。）は、費用弁償として旅費を支給する。ただし、国、地方公共団体及び公共交通事業者から推薦のあった委員並びに費用弁償の受領を辞退した委員については、これを支給しない。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）によるものとする。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。

北海道胆振地域公共交通活性化協議会入札参加者指名選考委員会規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、北海道胆振地域公共交通活性化協議会会計規程第32条の規定に基づき、北海道胆振地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）における指名競争入札等の指名選考のため、協議会に北海道胆振地域公共交通活性化協議会入札参加者指名選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的及び所管事項）

第2条 委員会は、入札参加者の指名等を厳正かつ適正に行うため、工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れその他の契約に係る指名競争入札及び随意契約（委員長が必要と認めるものに限る。）の参加者の指名選考等について審議する。

（組織）

第3条 委員会は、次の職にある者を委員として組織する。

- （1） 会長
- （2） 副会長
- （3） 北海道運輸局から推薦された者

2 委員長は、会長を充てる。

（委員長の職務及びその代理）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の全会一致によって決する。

3 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、契約等を所管する事務局員を説明員として委員会に出席させることができる。

（参加者の選考）

第6条 指名競争入札等に参加させるべき者の選考は、北海道が定める指名競争入札参加者指名基準（昭和55年2月1日付け局総第36号出納局長通達）等を準用し行う。

（書記）

第7条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。

2 書記は、事務局員を充てる。

3 書記が委員会に出席できないときは、その都度、委員長が出席委員の中から指名する。

(指名(参加)業者選考調書の作成等)

第8条 書記は、委員会において指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは、その過程及び理由、議決の状況等を記録するとともに、指名(参加)業者選考調書を作成し、記名する。

2 前項の指名(参加)業者選考調書には、委員長が指名した出席委員がその内容を確認し、記名する。

3 指名選考等に要した資料及び第1項の記録は、書記が保管する。

(秘密を守る義務)

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委員長への委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。

北海道胆振地域公共交通活性化協議会  
入札参加者指名選考委員会の運営に関する取扱い（案）

第1 第2条（目的及び所管事項）関係

「委員長が必要と認めるもの」とは、会計規程第32条において準用する北海道財務規則（以下「北海道財務規則」という。以下同じ。）運用方針第3節（随意契約）関係1（2）「契約の目的物が代替性のないものであるとき」の規定に基づく契約のうち予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額）が北海道財務規則第162条の2各号に定める金額を超える契約をいう（物品の賃貸借契約のうち前年度又は当該年度において、同一業者と同一内容の契約を締結している場合を除く。）。

なお、プロポーザル方式により受託者を選定する場合は、プロポーザルでの実施の可否、審査基準、プロポーザル審査会での受託者の決定方法、提案者の指名選考等を審議するものとする。

第2 第4条（委員長の職務及びその代理）関係

「委員長があらかじめ指名する委員」とは、副会長とする。

第3 第5条（会議）関係

- 1 委員会の開催を必要とする事務局員は、委員長に開催を要請する。
- 2 委員長は、要請があった場合は、委員会を開催するものとする。
- 3 事業内容が専門的になるなど特別の事情があると委員長が認めるときは、当該事業の内容に精通した者を補助者として出席させることができるものとする。

第4 第6条（参加者の選考）関係

- 1 「指名競争入札参加者指名基準等」とは、北海道が定める指名競争入札参加者指名基準のほか、競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和48年4月2日付け局総第111号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要綱の制定について」）、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達「業務委託事務取扱要綱の制定について」）などをいう。
- 2 事業担当事務局員は、指名（参加）業者選考資料（別記様式1）を作成のうえ、要請するものとする。

第5 第8条（指名（参加）業者選考調書の作成等）関係

- 1 指名（参加）業者選考調書は別記様式2とし、随意契約の場合は「指名（参加）業者選考調書」を「業者選考調書」に改めるものとする。
- 2 委員長は、作成された指名（参加）業者選考調書により事業担当事務局員に通知するものとし、事業担当事務局員は起工決定書等に添付するものとする。
- 3 指名競争入札等の参加者の指名選考の過程及びその理由、議決の状況等については、当該指名競争入札等の参加者名の公表を行うときに、別記様式3により併せて公表するものとする。
- 4 第3項の書記には、委員長が出席委員の中から指名した者を含めない。

第6 委員会の庶務

委員会の庶務は、事務局において処理するものとする。

## 指名（参加）業者選考資料

業 務 名	
業 務 場 所	—
公 告 予 定 時 期	令和 年（ 年） 月 日頃
契 約 予 定 時 期	令和 年（ 年） 月 日頃
予 定 業 務 期 間	契約日から令和 年（ 年） 月 日まで
契約予定額（予算金額）	千円
業 務 内 容 （ 概 要 ）	
プロポーザル方式とする理由	
プロポーザルに係る決定事項	
(1) 提案の募集方法	
(2) 参加者の資格要件及び選定基準	
(3) 審査会の設置	
(4) 審査基準及び審査方法	
(5) その他必要と認める事項	

※ 参考書式なので項目等については適宜に変更して使用すること。

※ 記載しきれない項目については別紙として添付すること。

※ 「審査基準」については、評価にあたっての配点表等を作成した場合は当該配点表等の添付をもって代えるものとする。





**北海道胆振地域公共交通計画策定支援委託業務企画提案指示書（案）****1 委託事業名**

北海道胆振地域公共交通計画策定支援委託業務

**2 業務の目的**

近年の地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進展、自家用車の普及など、社会情勢の変化に伴う利用者の減少や、慢性的な人手不足による運転手の高齢化、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の大幅な減少など、極めて厳しい状況となっている。

こうした中、地域の公共交通を維持・存続していくためには、交通事業者の経営努力のみならず行政、住民、団体、企業など地域全体が課題をあらためて認識するとともに、地域一体となった利用促進の取組が必要である。また、国では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年6月3日に公布、同年11月27日に施行され、すべての地方公共団体において、地域交通に関する基本計画となる地域公共交通計画の作成が努力義務化された。

このような背景の下、胆振地域の地域公共交通が抱える課題を踏まえ、関係者の緊密な連携による持続可能な公共交通ネットワークを構築することを目的とし、地域のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定する。

**3 業務内容**

胆振地域における持続可能な公共交通ネットワーク構築のため、公共交通の状況や住民のニーズ調査、事業者等へのヒアリング等を行うとともに、住民や観光客をはじめとする利用者にとって利便性が高く真に必要なとされる路線を関係者が検討し、今後の公共交通のあり方や方針を明確にした「北海道胆振地域公共交通計画」を策定する。

**(1) 北海道胆振地域公共交通計画の策定****ア 調査計画等準備**

本業務の作業を円滑に進めるため、業務計画書（検討手順、実施方針、工程計画、人員配置など）を作成し、委託者と十分な打ち合わせを行うこと。

**イ 地域概況及び関連計画の整理**

地域公共交通計画を策定するための基礎資料とするため、胆振地域の概況、北海道や胆振地域市町の関連計画について整理する。（道及び11市町は必要に応じて資料提供する。）

**(ア) 胆振地域の概況**

地域概況の整理項目例は、以下のとおり

- 地形・地勢
- 人口（人口及び世帯分布、人口密度、高齢者・学生の人口分布（いずれも現状、将来））
- 主要施設状況（住民や来訪者の目的地となる施設の分布（行政機関、医療機関、商業施設、学校等））
- 道路交通基盤（公共交通の運行経路となる道路）

(イ) 上位・関連計画の整理

北海道及び胆振地域 11 市町の上位・関連計画（総合計画、北海道交通政策総合指針、市町の地域公共交通計画等）について整理する。

ウ 地域公共交通実態調査

胆振地域の公共交通サービスについて、運行事業者へヒアリングを実施するなどして、主に幹線・広域路線の「運行実態」、「利用実態」、「運行面の課題」、「今後の動向」等を整理する。

・調査項目例は以下のとおり

- 路線バス及び市町村運営バスの運行状況等（路線・便数・ダイヤ、路線別利用者数、主な利用区間、ドライバー不足や赤字路線への行政支援の状況や課題及び今後の意向等）の整理
- 幹線バスが接続する鉄道駅や幹線バスへのフィーダー路線のアクセス状況の整理
- JRの現状の運行状況等（路線、便数、ダイヤ、駅間別利用者、鉄道利用者の駅へのアクセス状況）の整理
- 胆振地域のタクシー・ハイヤー事業者の運行状況等（車両数、運転者数等）の整理

エ 住民等の広域移動ニーズ調査

- ・ 住民や病院・高校等関連施設のニーズ（広域移動ニーズ、満足度等）について、アンケート調査やヒアリング等を実施する。
- ・ 統計資料やビッグデータ、住民アンケート調査やヒアリング、乗り込み調査結果等を活用して地域の移動実態や地域公共交通（鉄道、バス等）に関する利用者ニーズを整理する。なお、観光需要が見込まれる多客期（大型連休や夏季休暇等）の移動実態も踏まえて整理すること。また、移動実態分析は、公共交通以外の移動も含めて整理する。
- ・ アンケート調査については、設問作成や集計・分析は委託業務とし、内容は実施前に委託者と協議するものとする。なお、既に市町で実施した住民アンケートや乗降調査結果の活用も検討すること。（参加表明書を提出した事業者に対し、関係資料を提供する。）

(ア) アンケート調査、モニタ調査

・調査項目は以下のとおり

(圏域住民)

- 日常の行動特性の把握（属性・移動目的等を含む）
- 公共交通利用状況
- 公共交通等に対する満足度
- 将来のバス等公共交通の利用意向（利用条件、利用希望有無とその理由）

(バス利用者)

- バス利用時の特性（乗降地点、利用目的、頻度、時間帯、属性など）
- バスに対する満足度（利用時の満足度及び不満足な点など）
- 将来のバス利用意向（バス利用の最低限の条件、利用頻度）

(イ) ヒアリング調査、乗り込み調査

・調査項目は以下のとおり

(ヒアリング)

- 交通事業者、医療機関、商業施設、教育機関、観光施設、行政等に対し運行や利用の実態、必要性、意見・要望など

(乗り込み調査)

- 利用目的、属性、必要性、意見・要望など

※最低限必要な調査対象路線（複数の市町村を結ぶ国・道・市町村の補助対象路線）

地域間幹線系統 16 路線、市町村補助対象路線 26 路線 合計 42 路線

上記路線については、参加表明書を提出した事業者に対し、路線一覧表を提供するので、その内容を基に提案し見積もりすること。

オ 問題点の抽出・課題整理

地域公共交通の問題点・課題の整理（上記各種調査結果の分析）を行う。

なお、課題整理に当たっては、地域全体の課題と合わせ、地区（西胆振、東胆振）や市町毎、路線毎の整理も行い、どこでどのような取組を実施する必要があるかを明確化する。

カ 基本方針の策定【法第5条第2項第1号関係】

イ～オの整理・検討結果を踏まえて、胆振地域の公共交通における基本方針（案）や計画（案）の目標を検討する。

(ア) 基本方針策定のための検討

・検討項目例は以下のとおり。

- 公共交通のネットワークのあり方  
(鉄道⇄バス、バス⇄バス、幹線・広域⇄フィーダーの接続性を含む)
- 公共交通の路線のあり方（モード、経路、ダイヤ、運行本数等）
- 公共交通に関する役割分担（住民、事業者、行政）
- 料金体系のあり方、公共交通サービス基準の設定
- 観光における公共交通のあり方
- 圏域住民の参画、事業者の改善努力、財政支援ルールの検討
- 利便性向上や利用促進に向けた取組の検討

(イ) 公共交通基本方針の策定

上記の検討を踏まえ、胆振地域全体の公共交通の基本方針について定める。

キ 北海道胆振地域公共交通計画（案）の作成

(ア) 交通ネットワークの最適化

・複数市町村を跨がる幹線を中心に胆振地域の公共交通について、検討結果を踏まえ、市町村単独計画との整合を図りながら網羅的に記載する。

(イ) 計画目標の設定及び目標を達成するための施策の方向性

- ・基本方針を踏まえ計画目標を定める。
- ・目標を達成するために必要な施策の方向性を整理する。

(ウ) 施策案、実施主体及び事業計画案の検討

- ・目標を達成するための施策案と実施主体を検討する。
- ・施策案の検討を踏まえ、エリア全体を対象とする事業計画案を検討。事業スケジュールや計画目標の達成度を評価するための定量的な指標案について、指標案の算出方法や目標値を含めて検討する。

#### ク 中間取りまとめ

協議会での検討・協議を深めるため、9月中に幹線交通に関する中間取りまとめを行うとともに、計画素案（概況～調査）を作成する。

#### ケ 計画書成果品の提出

成果品として、胆振地域公共交通計画（案）及びその概要版を紙媒体（A4版）で40部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で12部提出。

### (2) 北海道胆振地域公共交通活性化協議会等の運営支援

会議開催に係る事務局との協議、会議資料及び会議記録の作成など、必要な支援や調査結果等の随時提供を行う。

- ・協議会開催想定例（協議会を年4回程度）

（上記のほか、幹事会は協議会総会前に開催、分科会は必要に応じて開催）

区分	主な協議内容（予定）
第1回（4月上旬）	○協議会設立、○規程等決定等
第2回（6月頃）	○調査内容検討、○スケジュール等
第3回（9月頃）	○中間とりまとめ、○計画素案（地域概況～調査）
第4回（12月上旬）	○計画素案（全体）
第5回（3月頃）	○計画案

## 4 留意事項

本事業は、国の「地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業（地域公共交通協働トライアル推進事業）」を活用することから、当該補助金交付要綱を遵守すること。

その他、本事業の目的を達成する上で必要となる追加事項があれば提案を行うこと。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月29日（金）まで

## 6 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

22,200千円

## 7 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、協議会と受託者が協議して決定する。

## 8 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を別紙「北海道胆振地域公共交通計画策定事業委託業務企画提案書作成要領」に基づき、A4判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

## 9 提出期限

令和5年（2023年）5月〇日（〇）17:00（必着）

## 10 提出場所

北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課内

北海道胆振地域公共交通活性化協議会事務局（担当：〇〇）

〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センター4F

電話 0143-24-9567（直通）

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。